

本誓寺 門徒会通信 第五号

発行責任者
白崎 英旦

永遠の現在

春が来て、夏が来て、秋が来て、冬が来てまた春が来る。木々の年輪は一つ増え時を記録する自然の記憶の一つで御座います。老いて来れば来るほど、若い時を思い出しませんか。私も六十歳に届く歳になり、一人で散歩する時などは、よく若い頃の思い出の中に浸る事が御座います。それは辛く苦しい時の思い出よりは、楽しいことやなつかしいことが多く、それこそが「永遠の現在」に生きていく事なのです。

最近本誓寺を正常化する門徒の会(当会)の皆様から、今までの活動で目に見える成果が無いので、半ば諦めのお言葉をお聞きするの事実でございます。本号では当方の申し出が盛岡地方裁判所に認められたお知らせが出来ます。これを嬉しく思っています。

「永遠の現在」とは仏教の言葉で、お釈迦様が最初に悟りを開いた四苦八苦と同じくらい有難いお言葉と理解致しております。

す。時間は辛い事や嫌な時は長く感じ、楽しい時はあっと言う間に過ぎてはいきませんか。苦境にある今こそ楽しい時を思い、「永遠の現在」を大切に過ごすうではありませんか。

(会長 白崎英旦)

今回の裁判について

三月二十四日に下された盛岡地方裁判所の判決の詳細については別紙をお読み頂きたいと思えます(尚、お寺側は判決を不服として仙台高等裁判所に控訴致しました)。概略をまとめますと、宗教法第二十五条に門徒の権利として規定されている事務所備え付け書類(帳簿、役員議事録、役員人事の選定等)につき、その開示を請求したのですが、裁判長は現在の本誓寺の混乱を最終に導き、未来目線に立った本質的な解決が得られるよう、原告である当会役員ならびに被告である本誓寺代表役員吉田是行氏に話し合いの場を持つよう働き掛ける努力をされましたが、お寺側の方々(住職様、副住職様等)は当方との面談を拒否したため、実現には至りませんでした。裁判長の姿勢を我々原告側も重く受け止

め、根本的な解決が得られるのであれば、お寺側との話し合いに応じ、また、閲覧と謄写を許可して頂けるのであれば、提訴の取り下げも辞さないとの考えを伝えましたが、了承して頂けなかったことから判決を得ることになり、我々が勝訴する結果となりました。裁判の経過中、明らかとなったことは、これまで振り込み用紙に金額を印字され、徴収の形で納められていた維持費(寄付金は、宗教法人を統括する岩手県総務部法務学事課には維持会費として収支決算報告がなされていたこと)です。維持会が解散されているにも関わらず、金額を明記し徴収された維持費が維持会費として処理されていたことは、看過出来ないと考えられます。現在

の本誓寺には総代は不在です(平成二十四年四月にて総代の任期は失効しています)。任期終了後も総代を自称している方々にはこれまでの責任を重く受け止めて頂きたいと思えます。この状況の中では、平成二十六年年度の維持費を昨年度と同様の形で集めることには問題があることが明らかとなりましたので、御門徒の皆様におかれましては、この点につ

き御留意の上、納入について御判断頂きますよう宜しくお願い申し上げます。尚、維持費を集める任にあたっては、**旧連絡員とは、旧維持会に規定された役職であり、現在は集金等の資格はないこと**を付記します。

住職様への願いと本誓寺維持会

住職様を信じて、より良き寺院の運営がなされるように願い、本誓寺門徒による本誓寺維持会が解散してから十六年の歳月が経ちました。しかしながら、最近(特に三、四年前から)の本誓寺は吉田家の不和に端を発し、訴訟や本山への賦課金未納、総代の本山からの不承認など問題が噴出しております。

私達には宗教の自由が憲法により保障されており、社会福祉の一環としての先祖の供養を子孫へ引き継いで行かなければなりません。このことに対して多くの門徒が住職様による説明会や平成十一年に書面で約束された門徒総会の開催を求めましたが、実現されていない状態です。

門徒が聞法の道場である本堂への出入りに差別的な制裁を受けることはあってはならない